

クレジットカードの会員規約・規定・特約の改定について

2020年12月25日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

（1）対象カード（いずれも個人用）

- ・ENEOS カード（C・P・S）
- ・KOBE PiTaPa カード
- ・CGC カード
- ・トレッサスタイルカードプラス
- ・フィールタウンカード
- ・海陽学園カード

（2）効力発生日

2021年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

（3）改定内容

弊社では、環境保全を目的とした紙の消費を削減する取り組みの一環として、2021年以降、原則としてWEBでご利用代金明細等をご確認いただく方法を推奨させていただきます。これに伴い、弊社発行のクレジットカードにつきましては、原則として、紙のご利用代金明細書を郵送してご利用代金明細等を通知する方法から、WEBでご利用代金明細等をご確認いただく方法へ変更いたします。

ただし、上記対象カードにつきましては、以下の通り、他のクレジットカードと同内容の規約改定をいたしますが、従来、紙のご利用代金明細書を郵送している会員さまに対しましては、紙のご利用代金明細書の郵送を継続させていただきます。なお、当社所定の発行手数料（改定後の第13条の5第2項ご参照）は、21年4月1日時点では、無料といたします（ただし、ENEOSカードS会員さまで紙のご利用代金明細書の郵送を選択されている場合は、従来通り有料）。

改定後の規約等（全文）につきましては、2021年2月頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

（例*）ENEOSカード(個人用) 会員規約 第13条（支払額の通知および残高承認）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
第13条（支払額の通知および残高承認）	第13条（支払額の確認方法）
1. 当社は、第10条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。	1. 本人会員は、第10条に規定する会員の毎月の支払額については、本人会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細および利用残高（以下、「利用代金明細等」という）を確認するものとします。ただし、法令等によって書面の交付が必要とされる場合、当社は、利用代金明細等が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。	（削除）
3. 会員が第1項の通知を受けた後、1週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。	2. 本人会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第10条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。
4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。	（削除）

(例) ENEOS カード (個人用) 会員規約 第 13 条の 2 (明細 WEB 確認の利用)

改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 2 (明細 WEB 確認の利用)
(新設)	1. 本人会員は、前条第 1 項本文の方法による利用代金明細等の確認(以下「明細 WEB 確認」という)を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、本人会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録(保存)するものとします。
(新設)	2. 明細 WEB 確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザ及び利用代金明細等データの形式等の明細 WEB 確認の利用環境は、当社ホームページ(URL : https://www8.ts3card.com/privacy)にて指定するものとします。なお、本人会員は、当社が事前告知なく明細 WEB 確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
(新設)	3. 当社は、本人会員が届け出た電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。但し、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。
(新設)	4. 利用代金明細等の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。 (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合 (2) その他当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合

(例) ENEOS カード (個人用) 会員規約 第 13 条の 3 (電子メールアドレス)

改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 3 (電子メールアドレス)
(新設)	1. 明細 WEB 確認に利用する電子メールアドレスには、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。
(新設)	2. 明細 WEB 確認に利用する電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
(新設)	3. 本人会員は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。
(新設)	4. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、本人会員の責に帰すべき事由、本人会員が電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって本人会員に到達したものとみなします。
(新設)	5. 当社は、本人会員の利用代金明細等が確定された旨の通知が受信できないことにより、本人会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

(例) ENEOS カード (個人用) 会員規約 第 13 条の 4 (明細 WEB 確認の利用の中止等)

改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 4 (明細 WEB 確認の利用の中止等)
(新設)	1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細 WEB 確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、本人会員は、第 13 条の 5 第 2 項の規定に従って当社所定の金額を負担するものとします。
(新設)	2. 当社は、本人会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、明細 WEB 確認を中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。

(例) ENEOS カード (個人用) 会員規約 第 13 条の 5 (書面での交付)

改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 5 (書面での交付)
(新設)	1. 本人会員が、明細 WEB 確認 (全明細 WEB 確認特約に規定する「全明細 WEB 確認」を含む) の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
(新設)	2. 前項の場合、当該本人会員は、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数 1 回につき当社所定の金額を負担するものとします。ただし、法令等によって書面の送付が必要とされる場合は、この限りではありません。
(新設)	3. 本人会員は、前項の発行手数料を、本人会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。

(例) ENEOS カード (個人用) 会員規約 第 13 条の 6 (支払額の通知および残高承認)

改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
第 13 条 (支払額の通知および残高承認)	第 13 条の 6 (支払額の通知および残高承認)
1. 当社は、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。	1. 当社は、 本人会員が当社へ前条第 1 項に規定する届出をした場合 、第 10 条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、 予め利用代金明細等が 記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。	2. 本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を本人会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。
3. 会員が第 1 項の通知を受けた後、1 週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。	3. 本人会員は、第 1 項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第 10 条により指定された支払日の 1 週間前までに、当社へ連絡するものとします。
4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。	4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用 代金 明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

ENEOS カード (個人用) 会員規約 第 13 条の 7 (利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約)

改定前	改定後 (2021 年 4 月 1 日から)
(新設)	第 13 条の 7 (利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約)
(新設)	1. 次に掲げる本人会員が、第 13 条の 5 第 1 項に規定する届出をした場合等、利用代金明細等の書面での送付を受ける場合については、第 13 条の 5 第 2 項本文に規定する発行手数料を負担しないものとする。 (1) ENEOS カード P 会員 (2) ENEOS カード C 会員

KOBE PiTaPa カード、CGC カード、フィールタウンカード、海陽学園カード（個人用）会員規約 第 12 条の 7（利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約）

改定前	改定後（2021 年 4 月 1 日から）
（新設）	第 12 条の 7（利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約）
（新設）	1. 次に掲げる本人会員が、第 12 条の 5 第 1 項に規定する届出をした場合等、利用代金明細等の書面での送付を受ける場合については、第 12 条の 5 第 2 項本文に規定する発行手数料を負担しないものとする。 （1）生年月日が 1950 年 12 月 31 日以前の本人会員

トレッサスタイルカードプラス（個人用）会員規約 第 11 条の 7（利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約）

改定前	改定後（2021 年 4 月 1 日から）
（新設）	第 11 条の 7（利用代金明細等の発行手数料負担に関する特約）
（新設）	1. 次に掲げる本人会員が、第 11 条の 5 第 1 項に規定する届出をした場合等、利用代金明細等の書面での送付を受ける場合については、第 11 条の 5 第 2 項本文に規定する発行手数料を負担しないものとする。 （1）生年月日が 1950 年 12 月 31 日以前の本人会員

* 以下対象カードの会員規約におきましては、「第 13 条」を「第 12 条」、「第 13 条の○」を「第 12 条の○」、「第 10 条」を「第 9 条」、とそれぞれ読み替えます。

- ・KOBE PiTaPa カード
- ・CGC カード
- ・フィールタウンカード
- ・海陽学園カード

* トレッサスタイルカードプラスの会員規約におきましては、「第 13 条」を「第 11 条」、「第 13 条の○」を「第 11 条の○」、「第 10 条」を「第 9 条」、とそれぞれ読み替えます。

以上